

明治期における商家の家訓と村落規範

— 近江商人辻善兵衛家の家憲・店則と青年会規約の比較分析 —

窪田和美

▶ キーワード

近江商人、エートス (Ethos)、村落、宗教倫理

▼ 要 旨

近江商人に関する社会学の先駆的研究で知られる内藤莞爾は、仏教信仰の内面化が近江商人のエートスに寄与したことを論究した。しかし真宗教義の内面化によるパーソナリティ形成だけでなく、並行的に価値の制度化、すなわち村落に内在する諸集団である社会システムからの影響が、エートス形成に寄与したと推察する。さらに、滋賀の地域特性、地理的・歴史的事情等が、効果的に機能したと確信する。

エートス (Ethos) とは、人々の行動を内側から規制する意識内容や心的形象である。また、自覚していないか、自覚することのない規範で、社会化の過程で修得した態度として顕在化するものである。

そこで近江商人のエートスを顕在化した家訓等と村落の帰属集団である青年会規範との比較分析を試みた。両者の比較検討から、通底する価値を見いだすことができれば、価値を制度化した社会システムの存在が認められ、内藤論文を補完することが可能となる。

比較分析の結果、いくつかの共通する価値をみいだすことができた。まず商家と青年会はともに合議制という運営方針が採用されていた。次いで各集団の成員には規範の遵守、誠実な職務遂行の態度を見いだすことができた。したがって、近江商人のエートス形成には、仏教信仰の内面化だけでなく、地域の諸集団の制度に影響を受けたと言い得るのである。

I. 問題の所在

近江商人とは、近江 (滋賀) を出自とする商人集団をいう。地元では百姓 (農民) であるが、他国において経済活動を展開した他国稼ぎの商人¹⁾である。近世中期以降その活躍がさかんと

なったが、近代化とともに衰退したと言われている。しかし創業以来約250年以上家業を継承している商家も存在しており、大企業や商社のルーツとされる商家もあった。

近江商人が現代まで語り継がれてきたのは、その経済活動に独自の方法が存在したからである。また経済活動におけるかれらの態度は、単に利益追求だけが目的ではなく、自家の繁栄のみに執着したわけでもなかった。かれらは、帰属する村落共同体や地域の諸集団との関係性を維持しながら、経済活動に専心してきたのである。

本稿の目的は、内藤莞爾の「宗教と経済倫理—浄土真宗と近江商人—（以下、内藤論文）」を認めながら、一部を補完することにある。内藤は、仏教信仰の内面化が近江商人のエートスに寄与したことを論究した。しかしかれらのエートスは、真宗教義の内面化によるパーソナリティ形成だけでなく、並行的に価値を制度化した社会規範が機能する社会諸集団からの影響を受けている。すなわち、社会諸集団への帰属によりかれらが修得した生活態度を看過することはできない。

そこで近江商人のエートス形成を顕在化した家訓等と帰属集団の一つである青年会規範との比較分析を試みる。両者の比較検討から、通底する価値を見いだすことができれば、制度化された社会システムの検証が可能となり、内藤論文を補完することになる。

エートス（Ethos）とは、人々の行動のあり方を内側から規制する意識内容や心的形象の総称である。当為的な倫理規範というより、自覚していないか、自覚することのない規範で、社会化で修得した態度にあらわれ、社会集団や社会階層のうちに共有されているものである。

宗教と経済人の心的態度を体系的に追究したのは、マックス・ウェーバー（Max Weber）の『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』である。その要旨は、資本主義経済の特徴は無限の資本蓄積にあるが、その初期の段階に生きた人々は現世的快樂を否定して職業生活に専心した。その動機づけに、キリスト教のプロテスタントの宗教意識が関与していたという。ウェーバーが注目したのは、キリスト教のプロテスタント、なかでもカルヴィニズムやピューリタニズムの信者である。もともとキリスト教には労働義務の教えがあったが、プロテスタントには恩寵予定説²⁾があり、来世において自身が救済されるか否かについて信者は不安に駆られていた。この絶対神の予定を確証する場が職業活動であり、職業生活の成功が救済を裏づけるとされていた。とすれば、信者は来世の救済を求めて世俗内禁欲³⁾のもとで職業生活に精進する。その結果、財貨の獲得となるが、神の賜である財貨を無駄な消費にまわすことをせず、再び職業活動の糧として投じる。この資本の蓄積は、プロテスタントの倫理から導き出されたとして、これを資本主義の精神というならば、その発生は宗教倫理から来ているというのである。

このウェーバー・テーゼをもとに、内藤は近江商人の出身地と真宗寺院の分布がおおまかに一致していることに着目して、実践されている倫理を探るため、家訓、伝記、宗教書等を用いて、仏教信仰が近江商人のパーソナリティにはたらきかけたと論証した。

しかしかれらの出身地の地域特性や地域に内在する諸集団からの影響には、触れていない。したがって、エートスの形成要因は、信仰の内面化のみならず、地域諸集団を機能させている制度に着目して、かれらの生活態度を見すごしてはならないと確信する。

ここでは内藤が指摘した信仰の内面化が近江商人の職業倫理の一端を担ったことを認めたいうえで、もう一つ別の要因をみいだして追加することにある。先に、内藤論文を補完したいと述べた点はどこにある。その手がかりとして、次の2点をあげておきたい。

第1は、近江商人とされる商家は、店員の雇用につき地元出身の青少年を対象とした。その理由のなかに、村落規範にもとづく制度を修得した人材の優遇をみいだすことができる。近江商人は全国に向けて経済活動を展開したが、なぜ地元出身者を優先的に雇用したのか。

第2に、近江商人は他国稼ぎであるが、故郷を出奔したのではなく、むしろ地元との関係を堅持してきた。商家の本宅は滋賀に置いたまま、家族を残して単身で経済活動に精励した。出身地との関係性を堅持してきた理由はどこにあるのか。

近江商人が活躍した江戸後期から、明治・大正・昭和・平成と社会は大きく変貌した。しかしその変貌にもかかわらず、商家継承をしてきたのは、近江商人特有のエートスが世代を超えて維持されてきたからである。本稿では近江商人のエートスに焦点をあて、真宗教義の内面化が近江商人のエートス形成に寄与しただけではなく、並行的に地域諸集団に機能している制度の面にも注目する。すなわち実証研究の成果を社会学理論により分析的にとらえることにする。

Ⅱ. 分析の対象と方法—家憲・店則と青年会規約

商家が所蔵する家憲・店則と、村落の帰属集団である青年会が有する青年会規約の比較分析をおこなう。対象とするのは、辻善兵衛家（以下、辻家）に伝わる『辻家憲 店則 全（以下、辻家憲店則）』である¹。他方、青年会規約は明治35（1902）年に編成された『永親社規約（以下、規約）』をとりあげる。永親社とは、湖東の滋賀県犬上郡豊郷町大字A（以下、A村落）に存在する青年会の呼称である³¹。

分析にはタルコット・パーソンズ（Talcott Parsons）のAGIL図式を用いた。パーソンズは、社会システムが持続するには、充足されるべき4つの機能要件があることを示した⁶¹。そこで商家と青年会を各々社会システムとみなして、それぞれの規範をAGIL図式に分類してみた。すなわち商家と青年会に帰属する成員の地位と役割に即して、各人が他者との相互作用や集団への自発的参加をAGILに分類したことになる。

明治後期における近江商人辻家と滋賀村落の諸集団はきわめて安定していた。辻家も永親社も次世代への継承を目的とするため、機能要件が充足されている限り社会システムの存続と維持は保障される。ここでいう機能要件とは、商家や村落内での経験的現象が生起するための条件という程度の意味であり、言わばミクロな相互作用のレベルを想定している。したがってパーソンズの構造・機能分析を採用することについて、問題は生じないと考える。

家憲は辻家の基本理念であり、商家の価値観を顕在化した近江商人のエートスそのものと解釈できる。店則は商店を運営するための運用規則である。そこで家憲と店則の規定をそれぞれAGIL図式に分類して、その対応の様子をみることにした。

他方、規約は村落共同体の成員として青少年を社会化する倫理規範であり、同時に青年会の運営を目的とする運用規則でもある。A村落では、永親社の基本理念は規程でなく区長の緒言の中に示されている。区長は、村の代表者であり永親社顧問である。その緒言と規約をAGIL図式に分類してその対応状況を確認した。

さらなる分析として家憲と店則、緒言と規約をAGIL図式に対置させたものが図1である。すなわち商店（商家）である辻家の家憲と店則を、地域に存在する永親社の緒言と規約に対置させた。既述の通り理念と運用の軸で、商家と青年会を隔てたことになる。この4つのAGIL

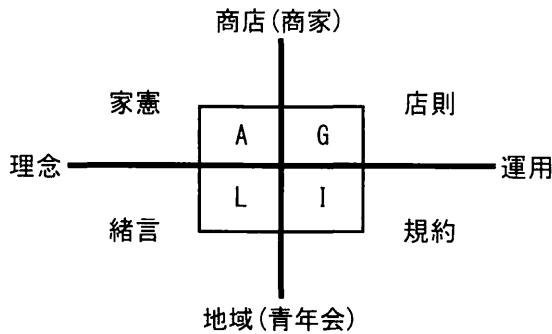


図1. 家訓と村落規範の対応

図式の中から、商家と青年会に共通する価値観をみいだすことができれば、次のことが判明する。

すなわち商家は、村落共同体に内在する村落規範から一定の影響を受けていたと証明できる。そうであれば、商家はなぜ地元出身者を優先的に雇用したのか、加えて出身地との関係性を堅持し続けた理由はどこにあるのか、を明らかにできる。したがって近江商人のエートス形成には、内藤論文が示した宗教倫理の内面化と並行して、滋賀の村落規範にも依拠していたことが証明可能となる。

Ⅲ. 滋賀村落にみる地域特性

村落とは、主として農林漁業従業者が、家を単位として生産や生活をめぐり共同の組織や慣行を伝統的に保持している集落である。村落は、「部落」または「ムラ」と呼称され、江戸時代の「藩制村」に該当する。明治21(1888)年の町村制以前の「旧村」は、地域によって異なるが、町村制以後の「大字」に相当するとされてきた(川崎 1994:467)。農耕経営を主体とする村落は全国に存在するが、近江商人のエートスに寄与した滋賀村落は、どのような地域特性を有しているのだろうか。

特性としては、次の3点をあげることができる。第1に、大小を問わず宗教施設が多いため、宗教環境は豊かである。各村落には神社と寺院が共存している。すなわち村人は神社の氏子であると同時に、寺院の檀家(檀徒)である。したがって村落ごとの伝統行事、宗教儀礼や宗教慣行が代々継承されてきた。村人の日常生活には宗教が色濃く溶け込んでいる。

第2は、村落の範囲が江戸時代からほとんど変化していない⁷⁾。つまり隣村との境界が幕藩期から変わらず、旧村がそのまま明治行政村の「大字」すなわち村落となった。その結果、滋賀のほとんどの村落が一村落一大字として編成された。その理由は、徳川期の近江では領主支配が村別に行われていたので、明治の町村制の際にも一村落一大字の体制(川崎 1994:469)がとられたという。

第3には、稲作経営が主体の村落共同体であるから、共同体規制の受容には肯定的であった。村落共同体とは、土地共有を基礎として形成された封建的・自給的性格の強い共同体のことである。滋賀のように集村形態で定着性が高い村落は、機械化以前の農耕作業においては、村の共同作業に負うところが多かった。そのため各戸の個別行動や判断は許されない。共同体を維

表 1. 滋賀の神社数・寺院数、総人口と近隣府県との比較

	岐 阜	三 重	滋 賀	京 都	大 阪	奈 良
(社) 神 社 数	3,277	851	1,442	1,760	736	1,386
(ヶ寺) 寺 院 数	2,274	2,316	3,074	3,031	3,295	1,789
(千人) 総 人 口	2,071	1,847	1,414	2,632	8,861	1,396

文化庁編『宗教年鑑 平成24年版』国立社会保障人口問題研究所の人口統計資料集 (2013) から作成

持していくには、成員の個性を表出させず共同体の規範に同調する必要があった。

さて、第1の特性に関して宗教施設の多寡を近隣府県と比較してみると、単に神社数や寺院数が多いというだけではない。総人口から推測しても、日常生活の身近なところに宗教施設があり、神社より寺院が多いことがわかる(表1)。先に、村落には神社と寺院が共存していると述べたが、各村落には複数の寺院と一神社が存在するというのが一般的である。その背景には、次のような地理的・歴史的事情が存在している。

内藤論文が指摘した(内藤 1978: 7-12)通り、湖東地域に真宗寺院が多いのは、本願寺第八代宗主蓮如による真宗教化の反映とされる。蓮如が、室町末期に都を逃れて京都山科から北陸に向かう経路が湖東の近江路であった。加えて、当時の村人の生活は、農耕主体であるため収穫の多寡が直接生存の可否に関わっていた。鎌倉末期から戦国時代を経て徳川期に至るまで、都に隣接する滋賀には多数の街道があり、そこで繰り返られる戦禍は村人にとっては災難でもあった。家族や親族、近隣の村人等が戦禍のため死に直面することもあった。年に一度の収穫期に自然災害や戦禍による危機を回避すべく村人の素朴な願いが宗教信仰に結びついた。豊作や平穏無事の希求が、信仰に熱心な態度を導き出したとも言える。したがって、滋賀に寺院が多いことから仏教国だと言われるが、寺院のみならず神社を含めて宗教施設が多いのは、農耕主体の生活からくる五穀豊穡への希求、災難の回避と生命尊重の態度が宗教行動に顕在化した。さらに村の範囲が江戸時代から変化していないため、現代でも村落ごとの農耕儀礼や伝統的な宗教行事は継承されている。言わば、宗教が人々の生活の中に内在化している。

鈴木榮太郎は、神社は村のシンボルであるが、寺院はそれを妨げていると、神社と寺院を対立的にとらえている(鈴木 1968a)。しかし滋賀村落では、神社と寺院は決して対立的でなく、村人は、神社の氏子であると同時に寺院の檀家(檀徒)である。農耕を主体とする宗教儀礼や祭礼行事は、今日でも盛んに行われている。

第2と第3の特性は、鈴木が提唱した自然村に合致している。自然村とは、幕藩期の村落に相当し、さまざまな集団や社会関係がみられ、村を統一させる社会意識の作用や内容となる村の精神により統合された村落生活が存在する村のことである。村の精神は、自然村に内在する生活規範の価値志向のことで社会統一性でもある。村落社会で生活するという定住性を前提にした行動原理でもあるので、村落として独立した集団とみることができ、自律性、自足性を有している(鈴木 1968b)。

したがって滋賀の村落は、自然発生的な部落あるいは集落に相当し、自然村の原則をもった

典型的な村である。換言すれば、村落の範囲が江戸時代からほとんど変化せず、伝統行事や宗教儀式や慣行も村ごとを受け継がれてきた。そのことが自然村の原則を維持することを可能にしてきたのであり、共同体規制の受容、すなわち社会規範の遵守を肯定的にとらえる生活態度が根づいたのである。

IV. 商家の家憲・店則と青年会規約の比較分析

1. 辻家の家憲・店則の機能図式とその対応

「辻家憲店則」は、辻家が所蔵する文書である⁸⁾。辻家の始祖は18世紀半ば頃、近江日野（現滋賀県蒲生郡日野町）から出て、関東方面で活躍した日野商人である。日野商人のなかには、北関東に出店を構えて質屋や醸造業を営んだ商家が多い。辻家は江戸中期から、北関東の真岡（現栃木県真岡市）を拠点に、酒や醤油の醸造業等を展開してきた。戦後の経済成長期を機に、近江日野の本宅は真岡に移転となった⁹⁾。出店であった真岡店は、酒類の製造・販売を手がける老舗であり、創業以来約250年以上を経過している。

家憲と店則の規定を AGIL 図式に分類することで、辻家ではどのような機能充足により商家が継続してきたか、を析出できる。同様に、基本理念である家憲と運用規則の店則が、対応しているかどうかを検証可能となる。家憲と店則の AGIL 図式は、図 2 に示すとおりである。

全47条からなる家憲の規定を AGIL 図式に分類して、その配分割合をみてもみる。経済 (A)・政治 (G)・統合 (I)・価値 (L) の各領域は、24.5%、32.7%、16.3%、26.5%であった。政治 (G) 領域が高い割合になるのは、当時は家と経営が未分離であったため、双方に関わる規定が集中しているからである。次いで価値 (L) 領域が高いのは、近江商人特有の宗教や道德という倫理規範のあらわれと推察できる。

店則は全31条からなり、家憲と同様に AGIL 図式に分類してその割合をみると、経済 (A)・政治 (G)・統合 (I)・価値 (L) の割合は16.1%、35.5%、42.0%、6.4%であった。店則は具

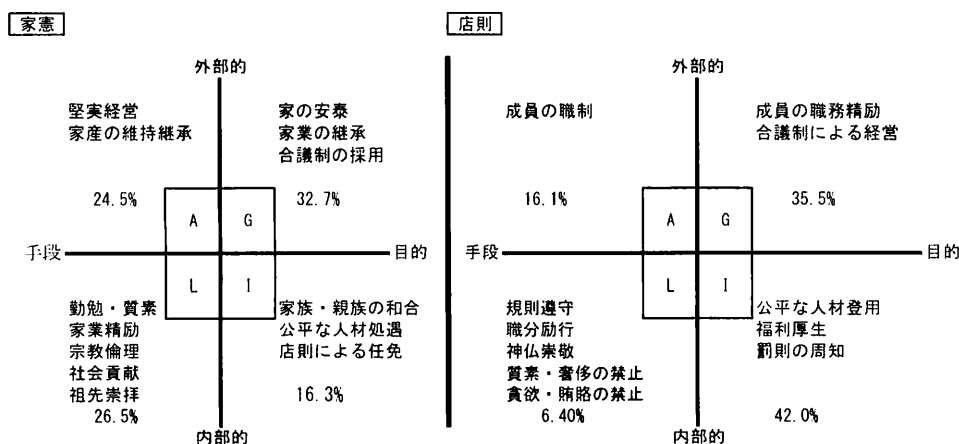


図 2. 辻家の家憲と店則の対応

体的な運用規則であるから、外部からみえる手段を示す政治（G）領域が高い割合となっている。同様に統合（I）領域は、制度の明示が成員の統合に寄与するため高い割合を示している。しかし家憲のように成員への倫理規範である価値（L）領域の割合が、かなり低い、これには次のような理由が存在する。

店則第19条は、第1号から第20号で構成され、これら20項目を含む第19条を一つの規定としてカウントしたので、価値（L）領域の割合が低い。第19条は、「重役・店員ハ忠実ヲ旨トシ成規・命令ニ違ヒ各其職分ヲ尽スベキハ勿論ナルガ、猶左ノ法則（第1号から第20号）ヲ恪守スベシ」（辻 1907）とされている。

図2に沿って家憲と店則各々の機能要件図式に沿って領域ごとの特徴的な規定を説明したうえで、両者の対応をみていくことにする。

まず、家憲の経済（A）領域には、堅実経営、家産の維持継承をあらわす規定を分類した。家産の維持継承が商家の最重要課題であり、それには堅実な資産運用に徹することである。したがって、連帯保証を禁じる第20条は、「家長ハ猥りに投機的の行為をなし又ハ他人の連帯保証を為す事を得ず」（辻 1907）、さらに頼母子講¹⁰の加入を戒めた第45条「家長は世間に俗に頼母子講（ママ）に加名又は世話方等は総て関係すべからず」（辻 1907）とある。

次に政治（G）領域には、商家の存立を示す規定として第2条「家長は我が家全部を統督し家道の安寧営業の隆盛を以て本分とす」（辻 1907）と記されている。その家業隆盛の手段に辻家では、家長の独断を避けて重役会が詢議するという合議制を採用している。合議制とは、組織の機関意思の決定に対して複数の意見の一致により意思を決定する制度である。家長が判断を誤れば多大な損失につながるの、その危機回避として第16条には、「家長ハ毎年一回決算期に於て重役を召集し重役会を開き本邸及出店の事務を詢議すへし」（辻 1907）とある。

合議制による決定は、商業活動だけでなく家長の家族が居住する本宅経費の事務処理¹¹にもみられる。本宅の経費が重役会の審議対象となるのは、そこには家長の家族だけでなく将来店員になる青少年が「見習い」として居住していたからである。というのは本宅は、家長家族の私的な住居であると同時に店員の養成機関でもあった。

統合（I）領域には、家族・親族の和合による成員統合を意図する第6条「家長には親戚に親和し永々交誼を保持すへし」（辻 1907）があり、先祖と子孫を繋ぐ系譜の尊重も含意される。さらに、雇人に対する公平な人事処遇、店則による任免¹²には、家長や重役等の恣意的判断を避けようとする態度もみられる。

価値（L）領域は、倫理規範である勤勉・質素、家業精励や社会貢献と祖先崇拜を示す規定を置いた。第26条は「家長は日常質素を基礎とし他の驕奢贅沢の悪風は絶対的に廃捨すへし」（辻 1907）とされ、第31条に「家長は忍耐勤勉を基とし如何の苦楽あるとも松栢節操ノ如ク自若ノ態度ヲ取ル事」（辻 1907）とある。これらは真宗の教義を具現化したものである。さらに地域や社会への貢献を明示するのは、周知の通り近江商人が私欲だけにとらわれていなかった証左である。第4条「家長は慈善を旨とし陰徳を重んずへし」（辻 1907）を冒頭に置き重要な基本理念と位置づけている。

村落共同体に帰属して本宅を近江に構える商家には、絶えず周囲を見渡し共同体成員を見守り、自己の利益を共同体に還元するという態度が備わっていた。和辻哲郎は、近世の大阪商人に代表される「町人根性」を「家のエゴイズム」として、自家の家業を尊重し家職に励むこと

に徹したというが、村落共同体を基盤に発祥した近江商人の生活態度は、和辻のいう「家のエゴイズム」にはあたらない。同様の趣旨は内藤論文（内藤 1978：22-23）にもみられる。

家憲の文言はその大部分に、「家長は……すべし」という表現が使用されているが、決して家長だけに家憲の遵守を要請しているわけではない。辻家の家族、親族をはじめとして雇用されている成員に対しても顕在化された規範である。家憲は現代的にとらえれば、企業の社会的責任（CSR：corporate social responsibility）を明示しているとも言える。

次いで、店則の経済（A）領域には、商店にとって資産や財産の基盤となる人材つまり成員の職制に関する規定を配置した。会社組織以前の商店では、構成員の資質が家業の盛衰に影響する。すなわち商家が安泰か否かという基準は、有能な雇人の存在で決まる、と家憲にも示されている¹³⁾。

出店の責任者は支配人であり¹⁴⁾、副支配人と後見人を含めた3名が執行機関となる。その他に数名の店員が雇用されている。明治期における商店の職制はきわめて単純であるが、第2条「支配人ヲ終リタルモノハ後見人トシテ支配人ヲ後見ス 但シ後見人ハ家長ヨリ同族中ノ者ヲ任スル事アルベシ」（辻 1907）として堅実な経済活動を示唆している。

政治（G）領域には、出店の目標である成員の職務精励とその手段となる合議制による経営の規定を分類した。家憲でみた危機回避の態度は、支配人にも要請され、第6条は、「支配人ハ営業ノ興廃及其方針ノ変更、並ニ重大ナル金銭ノ貸借、他人ノ連帯保証ノ如キ凡テ一店ノ重要件ハ必ず家長ニ認可ヲ請フベキモノトス」（辻 1907）としている。

このように目標達成の手段が、重役会における合議を経て執行されるのは、家憲と店則が対応していることをあらわす証左である。

統合（I）領域に配置したのは、公平な人材の登用¹⁵⁾や福利厚生の規定、店則違反による罰則の周知である。例えば、第26条は「重役以下店員ノ賜暇帰国日数ハ左ノ如シ¹⁶⁾」（辻 1907）、また第23条には、「罰則トシテハ解雇ヲ重トシ、賞与・給料ノ軽減等其都度臨機ノ処置ヲ取ル事」（辻 1907）と規定している。これらの規則は、明示による周知が成員の共通認識となる。つまり制度を公表することで成員の連帯感が醸成される。

価値（L）領域には、成員の規則遵守、職分励行をあらわす規定を配置した。換言すれば、店員として身につけるべき価値であり、規律ある生活習慣の修得である。職制を問わず雇人には、精勤な職務遂行と上司の指示に忠実であるのみならず、規則の遵守を求めている¹⁷⁾。

第19条は既述のとおり、職分励行の態度を要請する。その中身は詳細な20の事項で構成され、誠実な遵守が明文化されている¹⁸⁾。

このように家憲と店則の規定をAGIL図式に分類すると、次の3点につき対応が判明した。

第1に、政治（G）領域では、家憲、店則ともに合議制が採用されている。明治期には家制度による独任制が支配的だとみられるが、辻家の場合、組織の機関意思の決定を複数の意見で詢議する。これは、危険を回避する慎重で堅実な態度のあらわれである。結果的に合議制の採用が家と商店の両者を隆盛に導いたと言える。

第2は、統合（I）領域に注目する。家憲には、公平な人材処遇と店則による任免の規定があり、店則はその具体例として、人材の登用や福利厚生、罰則の周知がみられる。家憲、店則ともに統合価値を実質化するため、明示して成員に公表している。そのことが成員の連帯感をうながす。公平性や公正は、具体的に明示することでその効果をあげている。

第3は、価値（L）領域の内容である。家憲には勤勉・質素、家業精励、宗教倫理、社会貢献、祖先崇拝等いわゆる近江商人の生活態度をあらわす倫理規範がある。その具体的内容が、店則の価値（L）領域に示す態度であるから、ここでも対応がみられる。店則は成員に規則遵守と職分励行（第19条第1号～第20号）を要請するが、その中身は神仏崇敬、質素、奢侈の禁止、貪欲・賄賂の禁止等であり、家憲と通底している。

2. 青年会顧問の緒言と永親社規約の対応

村落の青少年が、地域社会と関わる契機となる青年会をとりあげる。明治期の青年会は、古くからの「若衆組」や「若者組」を起源として、村に居住する一定年齢層の男子により構成される村ごとの集団である。若衆組とは、わが国の村落における伝統的な年齢階梯集団であり、青少年男子の当該集団への加入は儀礼を伴って社会的な承認を得たとされる。若衆組を起源とする青年会は、加入後の脱退は許さないとの条件が付されていた。集団への加入非加入に選択の自由を認めないことが、地域に内在する諸集団として重要な位置を占める。

「規約」を所蔵するのは、豊郷町のA村落である。豊郷町は、稲作および畑作を主体にした集村型農村が点在した地域で16の村落（大字）から構成されている。幕末から明治以降、著名な近江商人の発祥地¹⁹として知られた地域である。A村落はかつて専業農家で占められていたが、経済成長期以降、給与所得者を兼ねる第2種兼業農家が大半となった（川崎・武邑 1982）。

「規約」の緒言によると、旧若衆組は明治16（1883）年に「出精講」と改められ、明治35（1902）年には「永親社」と改称され規約が明文化された²⁰。

ここでは、青少年期の帰属集団における相互作用によって、村の青年がどのような生活態度を修得してきたのかを探ることにしたい。内藤論文が指摘した宗教倫理の内面化によるパーソナリティ形成以外に、どのような背景が地域特有のエートスとして醸成したのか、である。換言すれば、商家が、地元出身の青少年を雇用する際、経済活動にふさわしいとした倫理観や価値観とは、いったい何であったかを追究する。その検証方法は、青年会の理念と全38条からなる規約をAGIL図式に分類して、その対応をみいだすことである。

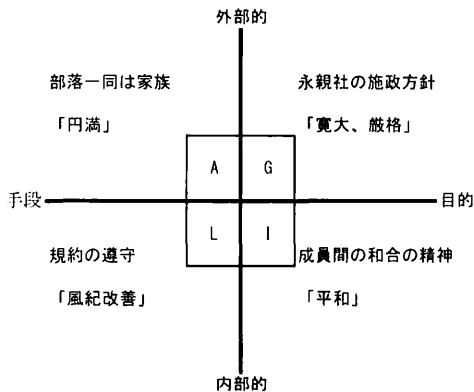
さて、青年会の理念であるが、既述のとおり規程の形式で明示されたものは存在しない。A村落の村人にとって青年会の理念そのものが、村人に共有されているため明示する必要がないとされたのであろう。つまり、村の青少年が一定の年齢に達すると、青年会への加入は必至であり、通過儀礼の意味を有していた。そのことを示す規定は、第2条に「本社員ニ加ハラント欲スルモノハ入社料トシテ金五拾銭ヲ差出シ父兄附キ添ト入社ヲ乞フベシ」（永親社 1902）とされている。

青年会の顧問を勤める区長²¹が、「風紀改善、平和、寛大、厳格、円満」をキーワードにして「緒言」を記している。この緒言に表出された文言から永親社の理念を取り出して、AGIL図式に分類する。さらに規約も各領域に分けて理念との対応をみる。理念と規約を並列に配置したものが、図3である。

区長が緒言のなかで述べたキーワードを各領域に分類した理由は、次のとおりである。

まず、経済（A）領域に「円満」を配した。明治期の諸集団において重視されるのは村人自身、つまり働き手としての人そのものであった。このことは青年会でも同様で、村落を一家族

緒言



規約

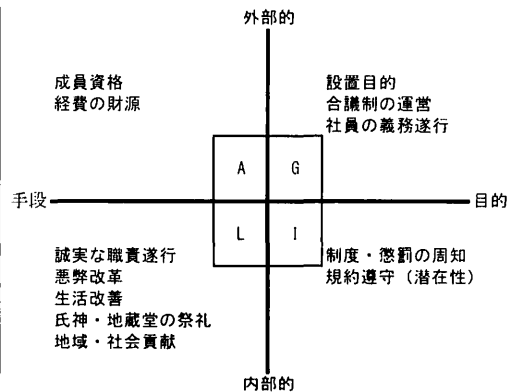


図3. 永親社緒言と規約の対応

ととらえて、緒言は「……部落一円一家族の如く円満にして……青年諸氏等は兄弟の如く敬慕愛撫し、区長その他役員に対する親子の如く誠心誠意腹藏なく……」（永親社 1902）と記されている。10代半ばから30代半ばで構成される年齢階梯集団は、村の重要な働き手である。村全体が家族であるなら、その円満を維持することは、村にとって強大な経済価値となる。

次の政治（G）領域には青年会の施政方針が該当する。キーワードであらわすと「寛大、厳格」であり、緒言では「所謂施政の方針は寛大にして□厳と正しき道を踏み或いは厳格にして温情溢れ……」（永親社 1902）と述べている。規約によれば、設立当初には青年会が警察や消防の役割を担っていた²²⁾ので、そのことをふまえて「寛大、厳格」を配した。

統合（I）領域は、統合価値を示す基本理念「平和」を置いた。緒言の表現では「……役員は最も慎重に平和を統御し……」（永親社 1902）とされている。成員同士が親睦を図り和合の精神を発揮すべきだとしている。村人や集団の成員を厳しく取り締まるだけでなく、青年会の任務ではなく、成員同士が親しみや楽しさを創出して争いを避ける等、平和を希求することで統合を図ろうとしている。

最後に、価値（L）領域は、規約の遵守や道徳を重視する「風紀改善」を配した。緒言は、「青年諸氏は学校或いは家庭より社会活動に取りかかる最も大切な境目である故に此处で一度道を誤れば一生の損害幾千か凶ることができん以て風紀の改善と大いに力を入れ……」（永親社 1902）と述べている。

このように青年会の理念は規程の形式ではないが、A村落の村人には、「青年会に加入すれば立派な成人男性になる態度や価値観を身につけられる」という認識が共有されていた。つまり青年会は、教育機関としての役割も果たしていた。その期待感を込めて緒言は、「……我郷土の安定の為ニ努力して平和なる農村として再三表彰を受けたる部落青年として恥じない様常ニ反省して程良くやって貰いたい……」（永親社 1902）と述べている。「風紀改善」は、成員間には自覚がないかも知れないが、青年会に継承されてきた倫理観だと言える。

それでは、青年会規約のAGIL図式分類から、領域ごとに主な規定を説明して理念との対応をみていきたい。

まず経済（A）領域には、成員資格²³⁾と経費財源の規定である。青年会の資産とは、青少年男子という人材と活動にあてる資金である。活動費の補助として、村から下付された物品²⁴⁾を要望する村人に売却して雑収入にすることを認めている。第24条には、雑収入等による財源の積立金²⁵⁾を奨励している。

次いで政治（G）領域には、青年会の設置目的および合議制という運営規定を分類した。規約によれば、第4条「本社ハ社員ハ勿論村内人民不正ノ所為ヲ懲戒シ其他悪弊ヲ矯革スル等専ラ善良ニ導クラ以テ目的トス」（1902 永親社）と記されているが、後年、行政機関に移管される事項である。これに対して第5条には、「戸長役場ヨリ本社ノ任務トシテ」（永親社 1902）、出火時の消防方、法の違背者や掟の破約者の告知、氏神・地蔵堂の祭礼並びに神社や堂宇の修繕、村落の共有物（宝物）の保護・管理等の任務を明記している。さらに、青年会の運営は、「総集會」と「役員會」等機関による意思決定が遂行されている²⁶⁾。まさしく合議制による運営が明示され、キーワード「厳格」は、規約に則った運営を意図している。

統合（I）領域には、制度や懲罰の周知規定を分類した。制裁の周知は、潜在的に規約の遵守をうながすことになる。青年会は14歳から35歳という幅広い年齢層で構成されているため、制度や懲罰の周知によって連帯意識の醸成を図った。懲罰規定の例は、第29条に金銭その他飲食物による賭博を禁じ、違約金を定めている。さらに、第30条では賭博のために場所を提供した場合の違約金を定めている。農耕を主体とする村落の青少年が額に汗することなく、賭博で金品を獲得する行為を厳しく戒めている。その背景には質素、勤勉、儉約、貪欲の禁止等、内藤が示した近江商人のエートス形成要因として真宗教義にもとづいた倫理観が確認できる。

最後の価値（L）領域には、誠実な職責遂行、悪弊改革、生活改善、氏神・地蔵堂の祭礼遂行、地域・社会貢献をあらわす規定を分類した。誠実な職責遂行の動機づけは、青年会加入当初3年の「前髪」という役割に象徴される。第20条に「総集會ハ前髪ヲ除キ社員全數皆議決ニ参与シ多數ニ依リ是ヲ決ス尤モ議長ハ可否ノ數ニ入ルヲ得ズ」（永親社 1902）。つまり前髪は成員ではあるが議決権を有しないため、実質上の社員と認められていない。しかしこの役割と時間が、「早く社員として周囲に認知されたい」という意欲と自律心を触発する。言わば、青年会は前髪という未成年にとって自律心や独立心を内発させる機会となっている。

明治16年に戸長役場が青年会の任務として委託した第5条の第3項に「氏神祭典并ニ野神社地蔵堂之祭禮及堂宇修繕ニ係ル事」（永親社 1902）がある。この氏神と地蔵堂は各家の信仰対象ではなく、村落をあげて実施される恒例の伝統的宗教行事をさしている。ここにも滋賀の村落における神社と寺院の共存をみることができる。言わば、村ごととしての宗教行事への参画である。

青年会の成員が氏神・地蔵堂の祭礼に関わることは、村の青少年であるという自負と同時に、村落への帰属意識を顕在化する機会となる。しかも家族だけでなく親族や隣人等が見守るなか、村の伝統的行事への参画は地域や社会への貢献である。したがってA村落の村人にとって青年会への加入と活動そのものが、村人として社会化され認知される重要な契機となる。このような認識は村人に周知され共有されている。

図3の緒言の図式と規約のAGIL図式とが、対応していると判明した。とりわけ次の2点は、この地域の青年会に特有の規定である。第1は、青年会の運営に合議制が採用されている。代表者である社長の恣意的な意向を排して、永親社の施政方針である「厳格」の意図をもった合

議制による会合運営が、明治末期に実施されている。その背後には、成員に対する公平・公正な処遇や個人の尊重という価値観が機能している。

第2は、当時の社会事情の影響であろうか、「風紀改善」という理念に対して、成員の誠実な職責遂行や悪弊改革、生活改善という実践的な規定を設けている。次世代を担う青少年が、村落のために実践的に活動することを通して村全体の意識改革につながるとの期待がみえる。結果的には、未成年から始まる青年会の活動自体が、地域・社会貢献に寄与するとの認識が共有されている。青年会は未成年男子にとって通過儀礼的に加入する集団ではあるが、村の青年会活動そのものが地域や社会への貢献であり、波及的に村人各自の意識改革につながったのである。

3. 商家の規範と青年会規約の分析結果

辻家の家憲と店則の対応、青年会顧問の緒言と永親社規約の対応については、既述のとおりである（以下、家憲・店則・緒言・規約という）。ここでは、図2と図3で使った機能図式を並列させてみていくことにする。既述した図1の具体化である。

さて、図4によれば、明記した文言からその対応がみてとれるのは、G領域、I領域である。そこには対応している内容が3つ存在している。

第1に、家憲と店則でG領域に示された「合議制の採用」、「合議制による経営」は、規約のG領域にも「合議制の運営」があり、家憲・店則・規約は対応していると言える。緒言のG領

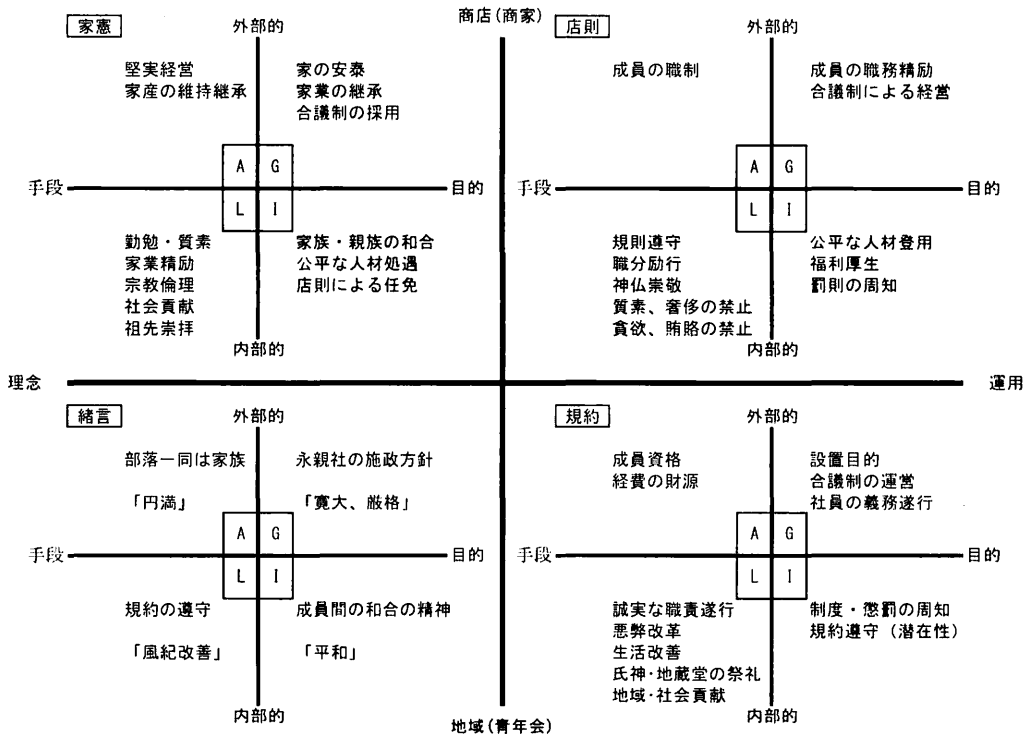


図4. 商家の家憲・店則と青年会規約の対応

域にある「厳格」は、社長（代表者）による恣意的な運営でなく、一定の方針によることを意図したものであり、具体的には「合議制」を指示している。

明治期の諸集団では、代表者の意思を反映させる独任制が想定されるが、商家でも地域においても、明治後期に「合議制」を採用したことは両面的である。家憲と店則だけでなく、規約にも合議制が導入されているので、商店（商家）と地域（青年会）は対応していると理解できる。

第2は、家憲と緒言のI領域の対応である。商家にあっても地域でも「和合」の文言がみえる。商家にとって「家族・親族の和合」は、家制度維持の根幹であり家督相続の要請から、家族ならびに親族間の争いを避けるのは、必至となる。次世代への継承を重視するのは、商家も地域の青年会も同様であるから、緒言には「成員間の和合の精神」がみられる。村落において成員間の意思疎通が難しくなれば、機能低下や停滞を生じる。したがって家憲でも緒言においても「和合」すなわち対立や仲違いを避けて円滑な社会的相互行為を維持することを希求した。このことから、商店（商家）と地域（青年会）の対応が認められる。

第3に店則と規約、すなわち運用のI領域に対応がみられる。店則では、「罰則の周知」、規約には「制度・懲罰の周知」がある。商店は店員に、地域では青年会の成員に罰則や懲罰を明示しているが、潜在的には規範の遵守をうながしている。すなわち規範の違反者には、逸脱者として周囲から冷ややかな視線が注がれることを暗黙的に提示している。罰則や懲罰を明示することで逸脱の防止効果を果たしている。したがって、商店（商家）と地域（青年会）は、逸脱の回避手段が同様であることから、その対応を認めることができる。

図4の機能図式を通して明示された文言による顕在化の対応は、上記の3点であった。

それでは、商店（商家）と地域（青年会）との対応をみていくなかで、I領域に示された内容だけを取り出して考察を進めていきたい。図5は文化価値の対応をあらわしたもので、横軸と縦軸は図4と同様である。ここでは家憲、店則、緒言、規約の文化価値のなかで共通している内容を3つ取りあげてみていくことにする。

第1は、家憲の「家業精励」は、規約では「誠実な職責遂行」と通底しているので、これに対応しているとみなす。商家の成員が家業を尊重して仕事に専念する態度は、青年会成員が与えられた役割に責任を持って遂行する態度と共通している。

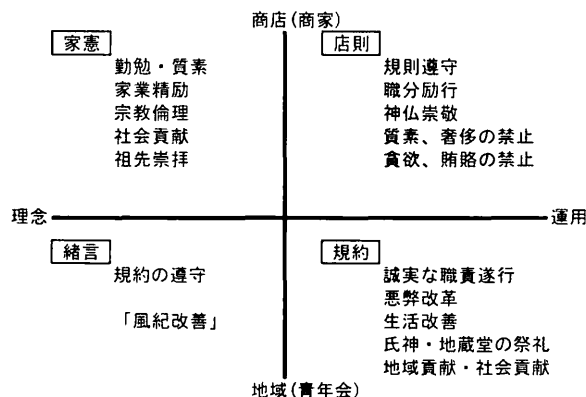


図5. 文化価値の対応

第2に家憲にある「社会貢献」は、規約では「地域・社会貢献」として実践され、こちらも対応していることが確認できる。「社会貢献」は、近江商人である商家に共通する特徴であるが、商家では単に利益の獲得、つまり私欲の追求だけをめざしたのではなかった。むしろ地域住民への陰徳善事の励行や神社・寺院への寄付も厭わなかった。その背景に滋賀特有の豊かな宗教環境から信仰への篤信の態度がみられる。そして規約の地域・社会貢献は、具体的には「氏神・地藏堂の祭礼」の遂行であり、成員が村落の宗教的行事に率先して活動することを意図している。両者に共通するのは、所属する村落共同体を尊重する社会的統一性つまり村の精神の認識である。

第3は、緒言の「規約の遵守」は、店則にも「規則遵守」の文言があり、その対応が確認できる。明治憲法の施行が明治23（1890）年、民法施行は明治31（1898）年である。当時の庶民が法令や規範に馴染んでいなかったことを鑑みると、永親社顧問である区長は、村人や青少年に規範は守るべきであるとの意識改革を企図した。だが、規約を遵守するという価値は、定住を前提とした農耕生活者にとっては共同体規範の同調を意図することになる。したがって村落共同体では重要な価値観であった。

V. 結 語

このようにして冒頭で示した本稿の目的は、証明可能となった。すなわち図1を用いて説明すれば、上段の家憲と店則の機能要件図式の比較を通して理念と運用の対応が確認できた（図2）。同様に、下段の緒言と規約の機能要件図式による比較から、その理念と運用の対応も確認できた（図3）。この上段と下段を対置させると、商店（商家）と地域（青年会）を網羅的に俯瞰することができる（図4）。この商店と地域においてもいくつかの対応をみいだすことができた。したがって近江商人のエートス形成には、信仰による内面化だけでなく、地域の制度化の影響を受けたものがある。

近江商人が地元出身者の雇用を優先したのは、青少年が身につけた価値観に着目したからであり、それらは経済活動にふさわしいものであった。滋賀村落における青年会への加入は、未成年男子にとって通過儀礼だけでなく、社会化をうながす教育機関の役割を果たしていた。しかもそこで修得する和合の精神、誠実な職責遂行、規範の遵守という生活態度は商店の成員として近江商人のエートスを醸成する要因となったのである。

また近江商人が出身地との関係性を堅持してきた背景には、他国稼ぎの喧噪や不安から逃れたいという故郷への愛着と豊かな宗教環境と自然に育まれた安定的な村落への思慕の念があった。加えて近代的産業が振興してくる明治以降、有能な人材確保のためにも、出身地との関係性は戦後の高度経済成長期の頃まで、決して断絶されることはなかったのである。

引用・参考文献

文化庁編（2013）『宗教年鑑 平成24年版』ぎょうせい、36-37ページ。

永親社（1902）『永親社規約』。

日野町史編さん委員会編（2012）『近江日野の歴史 第7巻 日野商人編』2-14ページ、202-225ページ。

日野町史編さん委員会編（2013）『近江日野の歴史 第3巻 近世編』346-375ページ。

- 川崎恵璋 (1994)「滋賀の村落と宗教」『村落・都市・宗教』法律文化社、464-512ページ。
- 川崎恵璋・武邑尚彦 (1982)「滋賀における宗教と村落構造 — 湖東村落の社会変容と宗教 —」『仏教文化研究所 紀要』第20集、134-152ページ。
- 国立社会保障・人口問題研究所、人口統計資料
(<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/2013/7/5>)
- 内藤莞爾 (1978)『日本の宗教と社会』御茶の水書房、3-70ページ。
- 小倉榮一郎 (1990)『近江商人の系譜 — 活躍の舞台と経営の実像 —』現代教養文庫、95-125ページ。
- 岡澤憲一郎 (1990)『マックス・ウェーバーとエートス』文化書房博文社、3-35ページ、221-252ページ。
- 大豆生田稔 (2010)「北関東における近江商人辻善兵衛家の経営 — 1900~1920年代の酒造を中心に —」『東洋大学文学部紀要』第64集史学科編第36号、81-125ページ。
- 大豆生田稔 (2011)「北関東における近江商人辻善兵衛家の経営 — 明治前期を中心に —」『東洋大学人間科学総合研究所紀要』第13号、67-83ページ。
- 龍谷大学仏教文化研究所編 (1987)『近江の村と真宗 — 龍谷大学仏教文化研究叢書 I』永田文昌堂、3-5ページ、127-144ページ、151-164ページ。
- 作田啓一 (1987)『価値の社会学』岩波書店、430-444ページ。
- 作田啓一・井上俊他 (1986)『命題コレクション』筑摩書房、151-157ページ、282-290ページ。
- 盛山和夫 (2011)『社会学とは何か-意味世界への探求』ミネルヴァ書房、153-182ページ。
- 鈴木榮太郎 (1968a)『鈴木榮太郎著作集 I 日本農村社会学原理 (上)』未来社、101-136ページ、322-378ページ。
- 鈴木榮太郎 (1968b)『鈴木榮太郎著作集 II 日本農村社会学原理 (下)』未来社、417-470ページ。
- 鈴木榮太郎 (1968c)『鈴木榮太郎著作集 IV』未来社、273-281ページ。
- 東洋大学井上円了記念博物館東洋大学文学部史学科編 (2011)『辻善兵衛家文書目録』東洋大学井上円了記念博物館、2-26ページ。
- 辻善兵衛武光 (1907)『辻 家憲 店則 全』。
- Weber, Max (1920) "Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus" (大塚久雄訳 (1998)『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波書店、8-98ページ、273-309ページ)

注

- 1) 商家の当主だけでなく、商店に雇用されている店員も「近江商人」と呼称されていた。
- 2) 神の絶対意志により来世において救われるかどうかはすでに決まっている教説。
- 3) 日々の生活に目的意識を持って過ごすことを指すが、ここでは来世の救済を求めて、質素、勤勉、儉約等に勤める態度のこと。
- 4) 辻善兵衛家の中興の祖とされる辻善兵衛武光によって、明治40 (1907) 年に編成されている。
- 5) 「永親社」は明治期の呼称であり、その規約には、代表者は「社長」、成員は「社員」と記載されている。その後、会の名称は「永親会」と改称された。名称の由来は、村落が末永く存続し成員同士が親しくあれとの意を受けているという。
- 6) パーソنزは、適応 (A)、目標達成 (G)、統合 (I)、パターンの維持 (L) の4機能としたが、ここでは、経済 (A)、政治 (G)、統合 (I)、価値 (L) とした。
- 7) 農業集落研究会の『日本の農業集落』(1977) をもとに実施された川崎恵璋等の調査 (1990) によると、滋賀の村落の場合、郡部43町において大字と集落の一致率は96.6%であったという。
- 8) 明治期に編成された家憲と店則をとりあげたのは、これまで非公開の文書である点に価値を認める。加えて、末尾には、同家にはそれまで家憲や店則がなかった訳ではないが、幕末から明治期の社会変遷に遭遇したことから、明示化する必要性があったと記されている。なお家憲・店則ともカタカナ・ひらがなが混在しているが原文通りに引用した。
- 9) 第15代となる現当主は近江日野で生まれ、幼少期を日野で過ごした後、家族と共に真岡に転居したという。
- 10) 経済が充分発達していない時代の庶民金融の一手段である。融資を引き受け入れる銀行の役目を果たす庶

民の間にできた互助的金融組合のことで、当該頼母子講のメンバーが拠出した金銭の合計が資金となるが、そのメンバーの人柄だけが信用の担保となるため、危険性の高い融資金と言える。

- 11) 第13条は、「家内事に関するものと雖重大の事件ハ重役に詢議の上処理するを要す」、第14条には、「家内事に関する諸般の費用は重役に詢議の上定額を定む」と規定している。
- 12) 第7条は、「家長には店則に依り我一家の傭員を任免黜陟賞罰す」、第8条には、「家長には分家別家及有功者の愛撫優待に注意すべし」と規定している。
- 13) 家憲第10条は、「家道の泰否とは任用其人を得ると否とにある家長は宜しく傭員の能不能を甄別し褒貶黜陟に注意すべし」と規定している。
- 14) 店則第3条「支配人ハ營業ニ関スル諸般ノ事務ヲ指揮・整理スル責任アルモノトス」と規定している。
- 15) 第12条は、「重役ハ凡テ部下店員ノ勤惰・能否ヲ具状シ、家長ノ裁決ヲ経テ其進退・黜陟又ハ賞罰ヲ処理スル権利ヲ有ス」と規定している。
- 16) 帰郷休暇日数は、後見人・支配人、副支配人、店員の職制によって異なるが、店員はさらに勤務年数により5段階に分けて決められていた。
- 17) 第19条は「重役・店員ハ忠実ヲ旨トシ成規・命令ニ遵ヒ各其職分ヲ尽スベキハ勿論ナルガ、猶左ノ法則ヲ格守スベシ」と規定している。
- 18) 第19条第1号～第20号には、商家の傭員に特に要請される規範として、職務上の自己利益の禁止、店員同士の金銭貸借の禁止、顧客への敬意と信用重視、貪欲・賄賂の禁止、機密漏洩の禁止等がある。また各人が内面化すべき規範には、皇室尊崇・神仏の崇敬、愛国心と慈善の發揮、主家の尊重、質素・儉約・奢侈の禁止等がみられる。
- 19) 伊藤忠株式会社の創業者初代伊藤忠兵衛、2代伊藤忠兵衛 北海道に進出した藤野喜兵衛、関東で豪商となった薩摩治兵衛、丸紅に丁稚奉公の後、豊郷小学校を寄付した企業家古川鉄二郎等の出身地である。
- 20) その後、大正11（1922）年には名称を「永親会」と改め、何回か規約改正を経て今日まで存続している。なお、「永親社規約」においても原文通りに引用した。
- 21) 区長は行政の末端組織を担う呼称である。区長は村落ごとに、住民から選出する村の代表を意味するが、青年会では顧問という役職を担っている。
- 22) 永親不現的の第5条第1項は「當字内ハ勿論近村出火アル時ハ消防方担任ノ事」第2項には、「政府之法律ニ背キ其他掟等破約シタルモノ告知スル事并ニ當大字内掟違背者適宜区長之委託ニ応ジ処分スル事」と規定している。
- 23) 永親社規約第1条は、「拾四年以上三拾五年以下ノ男子ヲ以テ編成ス」と規定している。
- 24) その物品とは、村の共有財産である入会池の水草・神社および地藏堂境内の木の枝・小柴、村の共有田畑の作徳である。
- 25) 辻家憲第40条でも、「有価証券の配当、公債証書の利息は積立元金に編入すべし」との規定がみられる。プロテスタンティズムの禁欲精神を想起させる規定であり、宗教倫理のあらわれとも理解できる。当面使途がない場合には積立金を奨励している。
- 26) 総集会の定足数、臨時総集会および臨時役員会の開催要求手続き、総集会は多数決により決議するが議長には賛否の権利は認められない等、詳細な手続きが規定されている

附記 本稿の調査・執筆にあたりご協力いただいた皆様に深く感謝申し上げます。本稿は財団法人本願寺派教学財団の教学研究資金助成（平成23年度・平成24年度）を受けた成果の一部である。